

## 特定生産緑地（足立区）の解除

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
57-1	足立区皿沼三丁目地内	約 1,130 m <sup>2</sup>	令和 3 年 12 月 28 日
58-1	足立区皿沼三丁目地内	約 1,380 m <sup>2</sup>	令和 3 年 12 月 28 日
208-1	足立区興野二丁目地内	約 1,910 m <sup>2</sup>	令和 3 年 12 月 28 日

「区域は解除図表示のとおり」